

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	(有) ・ 無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年 1 回
<p>・研修の主な内容:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医薬品の有効性・安全性に関する情報、使用方法に関する事項</li> <li>2. 医薬品の安全使用の為に業務に関する手順書に関する事項</li> </ol>	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
<p>・手順書の作成 (有) ・ 無 )</p> <p>・業務の主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医薬品の安全管理対策の推進</li> <li>(2) 定例医薬品安全管理委員会の開催および臨時の医薬品安全管理委員会の開催</li> <li>(3) 職員に対する医薬品の安全使用のための研修会の開催およびその内容の記録</li> <li>(4) 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の策定、見直しおよびそれに伴う庶務に関すること。</li> <li>(5) 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集と職員への周知徹底</li> <li>(6) その他医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施</li> <li>(7) 医薬品安全管理委員会の資料および議事録の作成並びに保存等の庶務に関すること。</li> <li>(8) その他医薬品安全管理委員会が認めたもの。</li> </ol>	
④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<p>・医薬品に係る情報の収集の整備 (有) ・ 無 )</p> <p>・その他の改善のための方策の主な内容:</p> <p>各メーカーのMR・ホームページ、医薬品医療機器情報提供ホームページより情報を収集し、各部署へDIニュースとして配布し周知徹底している。</p>	

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	(有) ・ 無			
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年 25 回			
<p>・研修の主な内容:</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 人工心肺装置及び補助循環装置</li> <li>2. 人工呼吸器</li> <li>3. 血液浄化装置</li> <li>4. 除細動器(AEDを除く)</li> <li>5. 閉鎖式保育器</li> <li>6. 診療用高エネルギー放射線装置</li> <li>7. 診療用放射線照射装置</li> </ul> </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">の取扱いについて</td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 人工心肺装置及び補助循環装置</li> <li>2. 人工呼吸器</li> <li>3. 血液浄化装置</li> <li>4. 除細動器(AEDを除く)</li> <li>5. 閉鎖式保育器</li> <li>6. 診療用高エネルギー放射線装置</li> <li>7. 診療用放射線照射装置</li> </ul>	}	の取扱いについて
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 人工心肺装置及び補助循環装置</li> <li>2. 人工呼吸器</li> <li>3. 血液浄化装置</li> <li>4. 除細動器(AEDを除く)</li> <li>5. 閉鎖式保育器</li> <li>6. 診療用高エネルギー放射線装置</li> <li>7. 診療用放射線照射装置</li> </ul>	}	の取扱いについて		
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況				
<p>・計画の策定 ( (有) ・ 無 )</p> <p>・保守点検の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 使用前、使用中、使用後の点検。</li> <li>2) 1週間～1年の定期点検。</li> <li>3) 点検方法は各医療機器の取扱い説明書を参考に実施している。</li> </ul>				
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況				
<p>・医療機器に係る情報の収集の整備 ( (有) ・ 無 )</p> <p>・その他の改善のための方策の主な内容:</p> <p>医療機器メーカーからの安全性情報等が来た場合、安全管理部や医療機器安全管理部と相談し、当該部署へ通達する。</p>				